

氷見市木質バイオマスストーブ設置補助金交付制度の概要

◆事業の目的

市内において木質バイオマスストーブを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、木質バイオマスの活用により地球温暖化対策を推進するとともに木材利用の拡大により森林整備活動の促進を図ることを目的とする。

◆補助金を受けられる方

市内で居住する住宅もしくは利用する事務所等に設置される方。

◆補助金の対象となるストーブ

木質ペレット又は薪、製材端材等を燃料とするストーブで、以下の条件をすべて満たすストーブ

- (1) 市内で居住する住宅もしくは利用する事業所等に設置するもので、1棟当たり1基とすること。
- (2) 設置前において未使用品であること。

◆補助金の額

- (1) 木質バイオマスストーブの購入費及び設置費用の3分の1とする。
- (2) 1基当たりの補助額の上限は100千円とする。

◆申込手続きの流れと必要書類

- ・ 補助金交付申請書 → 設置前

(添付書類：設置に係る経費の内訳が明記されている契約書の写し又は見積書の写し、設置予定機種のカatalogの写し、設置予定箇所の位置図又は写真)

- ・ 補助金実績報告書 → 設置後

(添付書類：設置に要した経費に係る領収書の写し、設置に要した経費の内訳、設置機種の仕様等が確認できる書類の写し、設置状況を示す写真)